

別表 公社タウン蔵王みはらしの丘 (平成30年4月1日から平成31年3月31日分譲受付分)

助成の種別	対象者	助成内容		条件	申請期限	申請書添付書類	
		助成対象	助成額				
住環境整備・再エネ設備導入助成 (※1)	住宅又は宅地の譲渡契約をした方	(1)花壇・垣根・樹木等の工事に要した費用	左欄の費用	工事の実施の事実が確認できること。	①住宅分譲 住宅の引渡日から1年 ②宅地分譲 土地の引渡日から3年	(1)及び(2) ・工事内訳書 ・施工写真 ・領収書の写し  (3)及び(4) ・山形県又は山形市から交付決定された交付決定(額の確定)通知書の写し ・上記補助金申請に係る実績報告書等の写し(発電最大出力が分かる書類) ・上記の交付決定通知書がない場合は、公社が必要と認める書類	
		(2)融雪設備(散水方式を除く)工事に要した費用	左欄の費用				
		(3)太陽光発電設備	1kw当たり2.5万円(上限10万円)				発電出力10kw未満
		(4)ペレットストーブ等燃料機器(木質バイオマス燃焼機器)	1/2(上限10万円)				ペレットストーブ・チップストーブ・薪ストーブ・モミライトストーブ
		(1)～(4)毎に申請は各1回を限度(千円未満切捨)、かつ、(1)～(4)の合計の上限は30万円/区画					
やまがた森林(モリ)ノミクス推進助成 (※1)	住宅又は宅地の譲渡契約をした方	(1)山形の家づくり利子補給制度利用住宅	30万円/区画	利子補給制度の利用が確認できること。	①住宅分譲 住宅の引渡日から1年 ②宅地分譲 土地の引渡日から3年	(1)及び(2) 山形県から交付決定された「利子補給金交付額確認通知書」の写し  (3) ・見積書等 ・県産材使用を証明する書類 ・設置後の建具の写真 ・領収書の写し	
		(2) (1)を「森林(モリ)ノミクス応援エリア」に建設	50万円/区画				
		(3)県産木材の建具の設置または購入の費用	左欄の費用(上限30万円)				設置または購入の事実が確認できること。
		・(1)又は(2)については一つ選択 ・(1)～(3)の申請は各1回を限度(千円未満切捨)					
U・I・Jターン助成 (※1)	申込時点で県外に住所のある方 (県内の企業・行政機関等で採用された方が、転勤等の事情により県外に居住している場合を除く)	—	30万円/区画	購入した住宅又は宅地に定住したことが確認できること。	分譲契約時	・申込時の住民票抄本 ・定住時の住民票抄本	
分譲紹介料助成 (※2)	公社タウン蔵王みはらしの丘の友の会に加入している方	先着順受付の区画	商品券(3万円)/区画	紹介した住宅又は宅地の引渡しが完了すること。	被紹介者の分譲申込時	紹介カード(様式第4号)	

(※1)公益・生活利便施設用地は助成対象外 (※2)次の方は対象外 ①被紹介者及びその同居家族、②ハウスメーカー等社員、③公社の役職員及びその三親等以内の親族